

南区誕生15周年記念ロゴマーク デザインガイド



令和7年2月

相模原市南区役所

【はじめに】

このデザインガイドは、「相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領」第7条及び「南区誕生15周年記念ロゴマークの使用に関する要領」に基づき、「南区誕生15周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」を使用するにあたり皆様に守っていただく、最低限のルールを定めたものです。ガイドに従い適切に使用していただくよう、お願いいたします。

なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合等で、やむを得ずこのガイドに従って使用できない場合は、南区役所までご相談ください。

1 ロゴマーク制作の趣旨

平成22年に政令指定都市に移行したことに伴って区制が施行され、令和7年4月に南区誕生15周年を迎えることから、その節目をお祝いし、区への愛着や誇りを育ていくために、啓発物等に使用するロゴマークを制作しました。

2 ロゴマークのコンセプト

デザインは、南区ブルーをメインに使い、お祝いの意味を込めて水引をモチーフにしました。ロゴマークとしての使いやすさを重視してまとまりのあるシルエットにしています。数字の「15」は、南区の「活気あふれる街」をさまざまな表情が見られる水彩の質感で表しています。

3 ロゴマーク使用についてお願い

このロゴマークの使用にあたっては、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲内での活用を必ず厳守し、南区誕生15周年を記念するロゴマークとしてふさわしい利用をお願いします。

ロゴマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のロゴマークや商標として使用することはできません。

4 ロゴマークの使用方法について

(1) ロゴマークのデザインについて

原則として、ロゴマークの印刷にあたっては、南区役所が管理するIllustratorファイルもしくはPNGファイルを使用し、正しくきれいな出力を心がけてください。

使用できるロゴマークは、次の2点（白黒含む）です。

カラー	白黒
	

(2) シンボルマークの最小使用サイズについて

マークの視認性を維持するため、幅22mm未満の使用はしないでください。

※最小使用サイズ

13mm×22mm



22mm

(3) ロゴマークのアイソレーション（不可侵領域）について

ロゴマークのアイソレーションについて、背景や周囲に、文字・色・写真などの要素を配置する場合は、できるだけ明確に識別できる濃淡や間隔を設けて、視覚的混乱を避けるようにしてください。

(4) ロゴマークの背景色について

ロゴマークは、できるだけ背景色が白色の部分や、柄・模様の無い部分を選んで

配置してください。

【使用禁止例】

ロゴマークは正しく表示・使用されることが大切です。次のような使い方はしないでください。

①ロゴマークの縦横比を変更すること



②デザインの一部を省略・変更すること



③マークの配色を変更すること



④他の要素（記号・文字等）を追加すること（不可侵領域への追加を含む）



⑤マークを反転・回転・傾斜させること



⑥マークが背景色、柄、模様の影響を受けること（ロゴマークが明確に認識できない）



お問い合わせ先

相模原市南区役所区政策課

〒252-0377相模原市南区相模大野5-31-1（南区合同庁舎4階）

Eメール：m-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話：042(749)2134（直通）FAX：042(749)2116